

2021年3月12日

各 位

会 社 名 サイバートラスト株式会社  
代表者名 代表取締役社長 眞柄 泰利  
(コード番号：4498 東証マザーズ)  
問 合 せ 先 執行役員 管理本部 本部長 小摩木宏次  
(TEL 03-6234-3800)

## 募集株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2021年3月12日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所マザーズ市場への上場に伴う募集株式発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

### 記

#### 1. 公募による募集株式発行の件

- |   |   |
|---|---|
| (1) 募集株式の種類及び数  | 当社普通株式250,000株  |
| (2) 募集株式の払込金額   | 未定(2021年3月29日開催予定の取締役会で決定する。)   |
| (3) 払込期日  | 2021年4月14日(水曜日)   |
| (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項                                      | 増加する資本金の額は、2021年4月6日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (5) 募集方法  | 発行価格での一般募集とし、みずほ証券株式会社、大和証券株式会社、株式会社SBI証券、いちよし証券株式会社及び楽天証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受けさせる。<br>引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。                   |
| (6) 発行価格  | 未定(募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案の上、2021年4月6日に決定する。)   |
| (7) 申込期間  | 2021年4月7日(水曜日)から<br>2021年4月12日(月曜日)まで   |
| (8) 申込株数単位  | 100株  |
| (9) 株式受渡期日  | 2021年4月15日(木曜日)   |
| (10) 引受人の対価   | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、発行価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は発行価格と同時に決定する。   |
| (11) 払込取扱場所   | 株式会社みずほ銀行 大手町営業部  |
| (12) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の承認が必要な事項は、今後開催予定の取締役会において決定する。 |   |
| (13) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。                       |   |

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 2. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- |                 |  |          |
|-----------------|--|----------|
| (1) 売出株式の種類及び数  | 当社普通株式   | 300,000株 |
| (2) 売出人及び売出株式数  | 東京都新宿区新宿六丁目27番30号<br>SBテクノロジー株式会社  | 300,000株 |
| (3) 売 出 方 法     | 売出価格での一般向けの売出しとし、みずほ証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受けさせる。   |          |
| (4) 売 出 価 格     | 未定（上記1.における発行価格と同一となる。）  |          |
| (5) 申 込 期 間     | 上記1.における申込期間と同一である。  |          |
| (6) 申 込 株 数 単 位 | 上記1.における申込株数単位と同一である。  |          |
| (7) 株 式 受 渡 期 日 | 上記1.における株式受渡期日と同一である。  |          |
| (8) 引 受 人 の 対 価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般向けの売出しにおける売出価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は、上記1.における募集株式の引受価額と同一とする。 |          |
- (9) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の募集株式発行が中止となる場合、この株式売出しも中止される。

## 3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- |   |                                    |  |
|---|------------------------------------|--|
| (1) 売出株式の種類及び数  | 当社普通株式                             | 82,500株（上限）  |
| (2) 売出人及び売出株式数  | 売出人 東京都千代田区大手町一丁目5番1号<br>みずほ証券株式会社 | 売出株式数 当社普通株式 82,500株（上限）<br>（売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はこの株式売出しそのものが中止される場合がある。なお、売出株式数は、需要状況を勘案した上で、2021年4月6日（発行価格等決定日）に決定される。） |
| (3) 売 出 方 法   | 売出価格での一般向けの売出しである。                 |  |
| (4) 売 出 価 格   | 未定（上記1.における発行価格と同一となる。）            |  |
| (5) 申 込 期 間   | 上記1.における申込期間と同一である。                |  |
| (6) 申 込 株 数 単 位   | 上記1.における申込株数単位と同一である。              |  |
| (7) 株 式 受 渡 期 日   | 上記1.における株式受渡期日と同一である。              |  |
| (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の募集株式発行が中止となる場合、この株式売出しも中止される。 |                                    |  |

## 4. 第三者割当による募集株式発行の件

- |                          |   |
|--------------------------|---|
| (1) 募集株式の種類及び数           | 当社普通株式 82,500株  |
| (2) 募集株式の払込金額            | 未定（上記1.における募集株式の払込金額と同一とする。）  |
| (3) 申 込 期 日              | 2021年5月14日（金曜日）   |
| (4) 払 込 期 日              | 2021年5月17日（月曜日）   |
| (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、2021年4月6日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (6) 割 当 方 法              | 割当価格でみずほ証券株式会社に割当てる。なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。   |

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- (7) 割 当 価 格 未定（上記1.における募集株式の引受価額と同一となる。）
- (8) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (9) 払 込 取 扱 場 所 株式会社みずほ銀行 大手町営業部
- (10) 前記申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (11) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (12) 上記3. のオーバーアロットメントによる売出しが中止となる場合、この募集株式発行も中止される。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 【ご参考】

### 1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

- |             |  |
|-------------|--|
| (1) 募集株式数   | 当社普通株式 250,000株  |
| (2) 売出株式数   | ① 引受人の買取引受による株式売出し<br>当社普通株式 300,000株                                    |
|             | ② オーバーアロットメントによる株式売出し (※)<br>当社普通株式 上限82,500株                            |
| (3) 需要の申告期間 | 2021年3月31日(水曜日)から<br>2021年4月5日(月曜日)まで                                    |
| (4) 価格決定日   | 2021年4月6日(火曜日)<br>(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件に基づく需要状況等を勘案した上で決定する。) |
| (5) 申込期間    | 2021年4月7日(水曜日)から<br>2021年4月12日(月曜日)まで                                    |
| (6) 払込期日    | 2021年4月14日(水曜日)  |
| (7) 株式受渡期日  | 2021年4月15日(木曜日)  |

#### (※) オーバーアロットメントによる株式売出しについて

上記のオーバーアロットメントによる株式売出しは、公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による株式売出しに伴い、その需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が82,500株を上限株式数として行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる株式売出しに係る売出株式数は、上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる株式売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる株式売出しのために、みずほ証券株式会社が当社株主であるSBテクノロジー株式会社(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2021年3月12日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式82,500株の第三者割当による募集株式発行(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。

また、みずほ証券株式会社は、2021年4月15日(上場日)から2021年5月12日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる株式売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

みずほ証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	3,660,600株
公募による新株式発行による増加株式数	250,000株
公募による新株式発行後の発行済株式総数	3,910,600株
第三者割当による新株式発行による増加株式数	82,500株（最大）
第三者割当による新株式発行後の発行済株式総数	3,993,100株（最大）

## 3. 調達資金の使途

今回の公募による募集株式発行における手取概算額 375,800 千円（※）については、本件第三者割当増資の手取概算額上限 125,994 千円（※）と合わせた手取概算額合計上限 501,794 千円について、各サービスの収益増加の目的で自社開発ソフトウェア及び開発設備への投資として充当する予定であります。具体的な内容及び充当期は、以下のとおりであります。なお、上記調達資金につきましては、具体的な支出が発生するまでは安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

### ①認証・セキュリティサービスにおける設備投資

同サービスにおいてはSSL/TLSサーバー証明書やクライアント証明書、端末認証用証明書発行管理サービス、ウェブセキュリティサービス、脆弱性診断サービスなど情報セキュリティサービスを提供していますが、主として、認証局設備の老朽化や冗長化に対応するための設備増強など収益増加の目的で行う自社開発ソフトウェアへの投資として172百万円（2022年3月期：172百万円）を充当する予定であります。

### ②OSSサービスにおける設備投資

同サービスにおいてはLinux OS「MIRACLE LINUX」や統合システム監視ソリューション「MIRACLE ZBX」、バックアップソフトやカーネル技術を活かしたLinuxソリューションなど、オープンソースソフトウェアに関わるサービスを提供していますが、主として、既存製品のバージョンアップや機能追加など収益増加の目的で行う自社開発ソフトウェアへの投資として105百万円（2022年3月期：105百万円）を充当する予定であります。

### ③IoTサービスにおける設備投資

同サービスにおいては、組込みLinuxと電子認証の技術を融合し、機器の製造段階から脆弱性の低減や脅威への対策を考慮してセキュリティを実装する仕組みや、更新ソフトウェアが安全に配信される仕組みなど、IoTデバイスの安全・安心な利用を実現する認証基盤を提供していますが、主として、IoT向け認証局サービスの認証基盤の開発など収益増加の目的で自社開発ソフトウェアへの投資として224百万円（2022年3月期：211百万円、2023年3月期：12百万円）を充当する予定であります。

（※）有価証券届出書提出時における想定発行価格 1,660 円を基礎として算出した見込額であります。

## 4. 株主への利益配分

### （1）利益配分の基本方針

当社は株主に対する利益還元を重要な経営課題のひとつと認識しております。しかしながら、当社は成長拡大の過程にあるため、将来の事業展開への投資と経営体質の強化のために必要な内部留保の確保を優先しております。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## (2) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を実現させるための資金として活用してまいります。

## (3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

現在におきましても、内部留保の充実を優先しておりますが、将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への配当を目指していく方針であります。ただし、配当の実施及びその時期については未定であります。

## (4) 過去の3決算期間の配当状況

	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期
1株当たり当期純利益金額	20,992.24円	53.76円	94.69円
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	－円 (－円)	－円 (－円)	－円 (－円)
実績配当性向	－%	－%	－%
自己資本当期純利益率	10.3%	6.8%	10.6%
純資産配当率	－%	－%	－%

(注) 1. 上記各数値は当社単体決算情報に基づき記載しております。

2. 1株当たり当期純利益金額は、期中平均株式数に基づき算出しております。

3. 1株当たり配当額(1株当たり中間配当額)、実績配当性向及び純資産配当率については、無配のため記載しておりません。

4. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本(期首・期末の平均)で除した数値であります。

5. 当社は、2019年12月18日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、2019年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益金額を算定しております。

6. 当社は、2019年12月18日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、2018年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、2018年3月期(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期
1株当たり当期純利益金額	104.96円	53.76円	94.69円
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	－円 (－円)	－円 (－円)	－円 (－円)

## 5. ロックアップについて

公募による募集株式発行並びに引受人の買取引受による株式売出しに関連して、売出人かつ貸株人であるSBテクノロジー株式会社並びに当社株主である日本電気株式会社、株式会社オービックビジネスコンサル

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

タント、株式会社ラック、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ、株式会社日立製作所、株式会社サンブリッジコーポレーション、セコム株式会社、大日本印刷株式会社及び株式会社大塚商會は、みずほ証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後 180 日目の 2021 年 10 月 11 日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、みずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による株式売出し、オーバーアロットメントによる株式売出しのために当社普通株式を貸し渡すことは除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中はみずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、公募による募集株式発行、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる株式売出しに関連し、本件第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、当社は、当社の役職員及び業務委託契約を締結している者に対するインセンティブを目的として、有限会社SPCトラストを受託者とする信託に発行済株式総数の10.93%に相当する新株予約権を割り当てており、交付基準日に当社が指定した役職員等に交付されますが、交付基準日は、①上場後半年が経過する日の翌営業日の正午及び②2021年8月31日又は上場後2年が経過する日の翌営業日のいずれか遅い日の正午となっております。

## 6. 配分の基本方針

販売に当たりましては、東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注)「4. 株主への利益配分」における今後の株主に対する利益配分に係る部分は、一定の配当を約束するものでなく、予想に基づくものです。

以 上

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。